

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第 333-3 号
令和元年（2019年）8月28日

鎌倉漁業協同組合
代表理事組合長 原 実 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-9 号
土地利用類型 の 名 称	海浜住商複合地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	材木座六丁目886番2
行為の 種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input checked="" type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低中層の住宅が主体で、特に海沿いの低地部は漁港のまちとして発展してきた。 ・後背には別荘地・保養地の面影を残す良好な住宅地が広がっているが、敷地の細分化・共同住宅・車対応の商業施設への土地利用転換が目立っている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の配置は地域のスケール感を維持するため、道路や隣地から十分セットバックし、周囲に圧迫感を与えないよう配慮している。 ・建築物は周辺の建築物に合わせ、勾配屋根としている。 ・国道 134 号沿い、東側通り沿いの接道部を緑化することで、古都の海浜として、落ち着いたある計画となっている。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	